水道第二育成室及び水道第三育成室運営業務委託プロポーザル募集要項

１　募集目的

文京区では、令和６年４月から水道第二育成室及び水道第三育成室を開設し、業務委託により運営しています。引き続き、当該育成室の運営を業務委託により実施するため、事業者の募集・選定を行います。委託候補事業者の選定に当たっては、区の保育水準を低下させることなく、安定した保育を継続していくため、公募型プロポーザル方式により、質の高い保育サービスを効果的に提供できる事業者を選定します。選定においては、安全な保育を実施するための体制、保育内容及び保護者対応等を重点的に審査します。

２　参加資格

次に掲げる資格要件を全て満たす事業者とします。

⑴　申込書類提出時点で、対象業務における文京区での競争入札参加資格を有していること。

⑵　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項に規定する者に該当しないこと。

⑶　文京区指名競争入札の参加資格を有する者に対する指名停止取扱要綱（18 文総契第 347 号。以下「指名停止要綱」という。）による指名停止を受けていないこと。

⑷　文京区契約における暴力団排除措置要綱（23 文総契第 306 号）第４条第１項の入札参加除外措置を受けていないこと。

３　契約期間

令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日まで

４　育成室事業を実施する施設の概要

⑴　水道第二育成室

所在地　文京区水道一丁目９番１号

構　造　鉄筋コンクリート造５階建の３階

面　積　育成室　約 220 ㎡

⑵　水道第三育成室

所在地　文京区水道一丁目９番１号

構　造　鉄筋コンクリート造５階建の３階

面　積　育成室　約 220 ㎡

５　育成室の概要

⑴　育成室名

ア　水道第二育成室

イ　水道第三育成室

⑵　開室年月日

令和９年４月１日

⑶　定員（予定）

ア　約 40 人

イ　約 40 人

⑷　保育日

月曜日から土曜日まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び年末年始（12 月 29 日から同月 31 日まで並びに１月２日及び同月３日）は除くものとします。

⑸　保育時間

ア　区立小学校開校日（平日）　下校時から午後６時 30 分まで

イ　区立小学校休業日（夏季・冬季・春季休業日の平日）

午前８時 15 分から午後６時 30 分まで

ウ　イ以外の平日の区立小学校休業日　午前８時 30 分から午後６時 30 分まで

エ　土曜日　午前８時 30 分から午後５時まで

６　委託内容

別紙「仕様書（案）」、別紙１－１から１－４まで及び別紙２に従い、育成室を運営することとします。

なお、令和９年１月４日（月）から令和９年３月 31 日（水）まで（予定）の期間は、円滑な運営に向けた引継ぎ及び開室準備を行い、令和９年４月１日（木）から運営を開始します。

※ 別紙「仕様書（案）」については、本件の結果を踏まえ委託候補事業者と協議の上、決定します。

７　文京区公契約条例の適用について

本案件は、文京区公契約条例（令和６年６月文京区条例第 24 号）の規定により、労働報酬下限額以上の報酬を労働者等に支払うことや労働条件に関する事項の報告書を区に提出することなどについて約定する必要があります。

詳細については、文京区ホームページに掲載されている「文京区公契約条例の手引」その他の関係資料をご確認ください。

８　提案限度額

65,107 千円（非課税）

上記金額は、１年度当たりの各事業の運営業務に係る直接的・間接的に必要と見込まれる全ての経費を含みます。また、令和８年度労働報酬下限額（1,480 円）も踏まえて積算しております。ただし、光熱水費（電気料金、ガス料金及び水道料金）を除きます。

なお、提案限度額は、本選定評価に使用するものであり、区の予算計上を約するものではありません。

【見積金額について】

育成室職員の配置人数については、入室児童数 40 人（うち要配慮児１人）を想定して見積金額を提案してください。（児童指導補助対応職員１人、要配慮児対応職員１人の追加を想定）。

契約に当たっては、入室児童数が確定後、児童指導補助職員及び要配慮児保育補助職員の配置人数を協議の上、決定します。人件費については、見積書（別記様式第９号）により提示された児童指導補助職員及び要配慮児保育補助職員１人当たりの見積金額をもとに算定します。

なお、労働報酬下限額が適用となる労働者等については、**令和８年度労働報酬下限額（1,480 円）を下回らないように積算してください。**あわせて、労働報酬下限額が適用となる労働者等であって、１時間当たりの報酬額が低いことが想定される雇用形態の区分（例：非常勤職員、パート、アルバイト等）については、見積関係書等に積算内訳（例：報酬単価×時間×日数×人数）を具体的に記入してください。

※　育成室事業における令和９年１月４日から令和９年３月 31 日まで（予定）の引継ぎ及び開室準備（本要項「20　引継ぎ及び開室準備」参照）に係る経費については、提案限度額には含みません。本業務に当たっては、事業者の選定後、別途委託契約を結ぶ予定です。

【契約金額について】

令和９年度の契約金額については、見積書（別記様式第９号）の見積金額を基に、業務の範囲や運営の基準の変更、令和９年度労働報酬下限額等を考慮して、区と受託者の協議により決定しますが、業務の範囲や運営の基準、労働報酬下限額等に変更がない場合は、見積書の見積金額を契約金額とします。

〔留意事項〕

提案限度額を超えた見積金額の提案は、無効とします。

９　スケジュール

	事　　項	日　　程
1	募集要項の公表	令和８年　５月 27 日（水）
2	質問受付期間	令和８年　５月 27 日（水）から 令和８年　６月　５日（金）午後５時まで
3	質問回答（中間回答日）	令和８年　６月　２日（火）午後５時予定
4	参加希望書提出締切	令和８年　６月　３日（水）午後５時まで
5	質問回答（最終回答日）	令和８年　６月 12 日（金）午後５時予定
6	提出書類受付期間	令和８年　６月 15 日（月）から 令和８年　６月 19 日（金）午後５時まで
7	第一次審査（書類審査）	令和８年　７月中旬～下旬（予定）

8	第一次審査結果通知発送 （全参加事業者）	令和８年　７月下旬（予定）
9	第二次審査 （プレゼンテーション及び質疑応答）	令和８年　８月（予定）
10	最終結果通知発送 （第二次審査全参加事業者）	令和８年　９月中旬（予定）
11	開室準備期間（予定）	令和９年　１月　４日（月）から 令和９年　３月 31 日（水）まで（予定）
12	令和９年度委託契約締結	令和９年　４月　１日（木）

10　区と受託者の責任分担

区の責めに帰すべき事由による責任又は費用負担は区、受託者の責めに帰すべき事由による責任又は費用負担は受託者、区と受託者双方の責めに帰すべき事由による責任又は費用負担は区と受託者の協議により決定することを基本とします。

区と受託者双方の責めに帰すことのできない事由による責任又は費用負担は、次表のとおり分担するものとします。次表にない事象又は内容が生じた場合は、責任又は費用負担について、区と受託者が協議の上、決定します。

種 類	内 容	負担者	
		区	受託者
物価変動	物価変動による費用の増加		○
金利変動	金利変動による費用の増加		○
法令の変更 （税法の変更を除く。）	従業員の最低賃金の引上げ等		○
税法の変更	消費税率の変更による費用の増加	○	
	上記以外による費用の増加 （例：法人税率、事業所税率の変更）		○
区が貸与する備品の損傷等備品の取扱い	仕様書（案）及び添付書類のとおり		
施設の原状回復	業務委託期間の終了又は委託の取消しによる施設の原状回復に係る費用		○

11　質問の受付

本プロポーザルの内容について質問がある場合は、次のとおり受け付けます。

なお、委託候補事業者の選定が終わるまでの間は、本受付以外の方法での質問は受け付け

ません（参加申し込み方法に関する質問を除く。）。

また、受付期間を過ぎた後は、一切質問を受け付けません。

受付期間	令和８年５月 27 日（水）～令和８年６月５日（金）午後５時まで
提出方法	質問書（別記様式第２号）に記入の上、電子メールにより送信してください。 なお、メールの件名は以下のとおりとし、メール送信時に開封確認設定を行ってください。 【電子メールアドレス】b702000●city.bunkyo.lg.jp （※●を@に変換し、ご使用ください。） 【件名】水道第二育成室及び水道第三育成室運営業務委託プロポーザル質問（事業者名）
回答方法	① 令和８年５月 29 日（金）午後５時までに受付した質問 原則として令和８年６月２日（火）午後５時まで（予定）に、区ホームページに回答を掲載します。 ② 上記以降の受付期間内に受付した質問 「プロポーザル参加希望書」（別記様式第１号）の提出者全員に、令和８年６月 12 日（金）午後５時（予定）までに同じ内容を電子メールにより回答します。 なお、上記①の受付期間までに提出された質問のうち未回答の質問についても併せて回答します。

12　参加希望書及び直近３事業年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）の提出

本プロポーザル選定への参加を希望する事業者は、次のとおり「プロポーザル参加希望書」及び「直近３事業年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）」を提出してください。

なお、参加希望書の提出を、本プロポーザル選定への参加要件とするとともに、１法人が複数のプロポーザル選定に同時に提出することができます。

参加希望書及び直近３事業年度の決算報告書の提出	「プロポーザル参加希望書」（別記様式第１号）に必要事項を記入の上、直近３事業年度の決算報告書と併せて、電子メールにより、令和８年６月３日（水）午後５時（必着）までに送信してください。 なお、メールの件名は、以下のとおりとし、メール送信時に開封確認設定を行ってください。 【電子メールアドレス】b702000●city.bunkyo.lg.jp （※●を@に変換し、ご使用ください。） 【件名】水道第二育成室及び水道第三育成室運営業務委託プロポーザル型選定参加希望書提出（事業者名）

13　参加方法

次の書類を作成し、受付期間内に提出してください。

⑴　提出書類

No.	内　　容	様式番号	備　　考
1	提出書類一覧表	別記様式第３号	
2	参加申込書	別記様式第４号	
3	企画提案書	別記様式第５号	
4	人員配置計画書	別記様式第６号	
5	勤務予定表	別記様式第７号	
6	業務実績	別記様式第８号	事業のパンフレット等含む。
7	見積書	別記様式第９号	１年度あたりの運営経費
8	見積書内訳	指定様式なし	
9	法人概要・事業経歴		
10	法人代表者の履歴書		
11	辞退届	別記様式第 10 号	辞退する場合のみ提出

⑵　提出体裁等

以下のとおり必要書類を調製し、紙媒体及び電子データで提出してください。

ア　紙媒体による提出

提出部数　９部（正本１部・副本２部・選定用ファイル６部）

（ア）　正本は、任意の表紙・背表紙を作成し、タイトル、事業者名を記入してください。正本に添付する書類は原本としてください。

（イ）　副本は、任意の表紙・背表紙を作成し、タイトル、事業者名を記入してください。副本に添付する書類は、正本の写しとしてください。

（ウ）　選定用ファイルは、任意の表紙・背表紙を作成し、タイトルのみ記入してください。

なお、添付する書類は、上記（１）No. **３～６**の正本の写しとしてください。**ただし、添付する書類は事業者名が分からないようにしてください。**また、パンフレット等事業者名の記載された書類は、当該部分を黒で塗抹してください。

（エ）　用紙サイズはパンフレット等を除き、原則Ａ４判とします。やむを得ない場合は、Ａ３判をＡ４判の大きさに折ったものでも可とします。

（オ）　可能な限り両面印刷とし、各ページ下中央部に通し番号を付してください。

（カ）　提出書類一式を上記⑴表の順番にフラットファイル等に綴り、書類ごとにタックインデックス等を付し、書類の種類が判別できるようにしてください。

（キ）　その他別紙「企画提案書等作成要領」をご確認ください。

イ　電子データによる提出

（ア）　上記⑵提出体裁等ア紙媒体による提出(ア)(ウ)と同一の資料（正本及び選定用ファイル）のデータをそれぞれ PDF 形式で保存し、フォームにより提出してください。

なお、フォームの URL は参加希望書をご提出いただいた事業者にメールにてご案内いたします。

(イ)紙媒体をスキャニングする場合は、容易に識字できる解像度にしてください。

(ウ)様式ごとに 1 つの PDF ファイルとし、1 ファイルにつき 10MB までとしてください。

⑶　提出書類の受付及び提出方法

提出書類の受付については以下のとおり行います。

なお、書類の提出をもって、本募集要項の内容を理解し、承諾したものとみなします。

受付期間	令和８年６月 15 日（月）から令和８年６月 19 日（金）まで
受付時間	午前９時から午後５時まで ただし午後０時から午後１時までの間を除く。
提出方法	紙媒体：持参 電子データ：フォーム
提 出 先	文京区春日一丁目 16 番 21 号文京シビックセンター20 階 文京区教育委員会教育推進部児童課施設運営担当
留意事項	ア　令和８年６月 19 日（金）午後５時を過ぎてなされた申込みは、理由のいかんを問わず、無効とします。 イ　提出書類に重大な不備があった場合は、申込みを無効とする場合があります。 ウ　提出期限後は、原則として、提出書類の差替え、追加等の変更はできません。 エ　書類提出時に、第一次審査結果通知用の封筒（長形３号。宛先を記入、110 円切手を貼付したもの）を併せて提出してください。 オ　申込み及び提出に要する費用は、全額、申込者の負担とします。 カ　提出された書類等は、一切返却しません。 キ　提出された書類等は、無断で事業者の選定以外の目的のために使用することはありません。 ク　１法人が複数の申込みをすることはできません。 ケ　書類提出後に申込みを辞退する場合は、辞退届（別記様式第 10 号）を電子メールにより、令和８年６月 24 日（水）午後５時までに提出してください。

	なお、メールの件名は、以下のとおりとし、メール送信時に開封確認設定を行ってください。 【電子メールアドレス】b702000●city.bunkyo.lg.jp （※●を@に変換し、ご使用ください。） 【件名】水道第二育成室及び水道第三育成室運営業務委託プロポーザル型選定辞退届提出（事業者名）

14　選定方法

選定はプロポーザル方式により行い、選定委員会によって次のとおり審査します。

⑴　第一次審査

第一次審査は、事業者から提出された企画提案書等を基に、書類審査により委託候補事業者を上位３者程度選定します。

⑵　第二次審査

第二次審査は、第一次審査で選定された事業者が、企画提案書等に基づき１者当たり20分以内でプレゼンテーションを行います。その後、選定委員から15分程度の質疑応答を行います。プレゼンテーションは本件の中心的役割を担う者が行うこととします。（パワーポイントの使用も可能、機器については事前に申告をした場合、プロジェクター及びスクリーンは区が準備する。パソコンについては事業者側で準備すること。）

なお、第二次審査を受ける事業者は、第二次審査当日に、選定結果通知用の封筒（長形３号。宛先を記入、110円切手を貼付したもの）を提出してください。

⑶　委託候補事業者の選定

委託候補事業者は、第一次審査、第二次審査及び価格評価による総合評価点の最も高い事業者を契約交渉順位第１位、総合評価点の２番目に高い事業者を契約交渉順位第２位として選定します。ただし、区の設定した基準点を下回った委託候補事業者は、順位にかかわらず選定しません。

15　結果通知及び公表

⑴　第一次審査結果は、審査を行った全ての申込者に結果のみを郵送で通知します。

なお、第一次審査で選定された事業者には、第二次審査の日時、場所等も併せて通知します。

⑵　最終結果は、第二次審査を行った全ての事業者に結果のみを郵送で通知します。

⑶　審査の透明性を図るため、次の項目をホームページで公表します。

なお、審査結果に係る問合せには応じません。

【公表する項目】

ア　件名

イ　業務概要

ウ　選定した日

エ　契約交渉順位第１位の事業者名及び所在地

オ　契約交渉順位第１位の事業者が提案した見積金額

カ　選定結果（参加者名は、番号等に置き換えます。）

16　情報公開の取扱い

文京区情報公開条例（平成12年３月文京区条例第４号。以下「条例」という。）に基づき、情報公開請求があった場合は、条例第７条第３号に該当する事業者の不利益情報を除き、公開します。

なお、公開の可否は、区が判断します。

17　提供する資料の取扱い

区が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この検討の目的の範囲内であっても、区の了承を得ることなく第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止します。

18　無効・失格

⑴　提出された企画提案書等に虚偽の記載があった場合又は本募集要項に適合しない場合は無効とします。

⑵　参加資格要件を満たさなかった場合は、失格とします。

⑶　選定された事業者が、選定後、契約締結前に虚偽の提案や記述を行ったことが判明した場合等は、無効とします。

⑷　他の事業者等の申込み等を妨害した場合は、失格とします。

⑸　⑴、⑶及び⑷に該当する場合は、指名停止要綱に基づき、指名停止を行うことがあります。

19　契約

契約に当たっては、契約交渉順位第１位の委託候補事業者と提案内容に基づき仕様内容を協議の上、決定します。契約交渉順位第１位の委託候補事業者との協議が不調となった場合、契約交渉順位第１位の委託候補事業者が契約締結までの間に上記「２　参加資格」を有しなくなり、失格となった場合又は文京区の指名停止処分に該当することとなった場合は、契約交渉順位第２位の委託候補事業者を繰り上げ、協議を行うこととします。

20　引継ぎ及び開室準備

本引継ぎ及び開室準備に当たっては、事業者の選定後、別途委託契約を結ぶ予定であり、本経費については、「７　提案限度額」で示した上限額には含みません。

⑴　期間（予定）

令和９年１月４日（月）から令和９年３月31日（水）まで

⑵　概要

以下を基本とし、業務の円滑な遂行のための引継ぎ及び開室準備を行うこと。

職名	配置期間	配置日数 １日当たりの勤務時間
主任放課後児童支援員 ※ 仕様書（案）10（２）「主任放課後指導支援員」参照	令和９年１月４日 ～ 令和９年３月 31 日	月 10 日程度 午前10時から午後６時45分まで （基本）
放課後児童支援員	令和９年１月４日 ～ 令和９年３月 31 日	月 10 日程度 午前10時から午後６時45分まで （基本）
※ 上記以外の職員については、適宜４月以降の運営準備に当たること。 ※ 上記配置日数及び勤務時間を基本とし、行事等により変更する場合がある。		

【留意事項】

引継ぎ及び開室準備に配置する職員は、令和９年４月１日以降においても引き続き勤務する職員としてください。

【引継ぎ及び開室準備期間中の主な業務内容】

ア　文京区育成室の保育内容に係る引継ぎ及び開室準備

イ　文京区育成室の入退室事務に係る引継ぎ開室準備

ウ　区が加入している補償内容以上の賠償責任保険への加入（補償内容については、下記「21　賠償責任保険の加入」参照）

エ　区が実施する行事等への参加及び開室に当たって必要な施設・機関等への訪問

オ　令和９年４月１日から事務室内のパソコン、プリンター、インターネット（緊急地震速報端末の設置を含む。）、メール、コピー機及びFAXが使用できる環境整備（機器設置、配線整備を含む。）

カ　消耗品の購入等

キ　その他育成室の運営に係る必要な業務の準備

21　賠償責任保険の加入

受託者は、次に掲げる補償内容以上の賠償責任保険に加入し、当該保険からの保険金支払いによって損害賠償責任に対応するものとします。

なお、当該保険への加入に当たっては、受託者を記名被保険者、区を追加被保険者、利用者等を保険金請求権者として受託者が費用負担の上、加入手続を行うものとします。

【保険金額（保険金支払限度額）】

身体障害事故	１人につき１億円 １事故につき 10 億円
財物損壊事故	１事故につき 2,000 万円

22　第三者への業務の委託

受託者は、業務の全てを第三者に委託することはできませんが、事前に区の承認を得た上で、清掃業務など業務の一部を第三者に委託することができます。委託については、その業務の範囲と委託先を、事前に区に書面により協議してください。

なお、委託に当たっては、できる限り区内中小企業の活用に努めてください。

23　個人情報の取扱い

受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第２項の規定に基づき、個人情報保護の義務を負い、罰則の対象となります。受託者及び受託者から本件業務の一部の委託を受けた者は、当該業務において、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理について必要な措置を講じてください。

24　著作物の取扱い

受託者が委託料により作成した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利を含む。）は、区に帰属するものとします。

25　その他

本要項に定めのない事項及び本要項に疑義が生じた場合は、協議により決定します。

26　事業担当

文京区教育委員会教育推進部児童課施設運営担当

〒112－8555 文京区春日一丁目16番21号　文京シビックセンター20階北側

TEL 03-5803-1972

FAX 03-5803-1368

E-Mail b702000●city.bunkyo.lg.jp

（※●を@に変換し、ご使用ください。）